

会 議 録

1 会議名

令和8年度 第5回高田区地域協議会

2 議題（すべて公開）

○報告事項（公開）

- ・上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について
- ・市民の消火栓使用について
- ・地域協議会会長会議（8月17日開催）報告

○自主的な審議（公開）

- ・地域自治の推進に向けた今後の方策案について

3 開催日時

令和8年8月17日（月）午後6時30分から午後8時53分まで

4 開催場所

高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）

- ・委員：澁市会長、栗田副会長、廣川副会長
飯塚委員、上原委員、北川委員、佐藤委員、下村委員、杉本委員、
富田委員、町委員、宮崎委員、村田委員、山岸委員、吉田委員、
渡部委員（欠席3人）
- ・資産活用課：竹下課長、藤野主任
- ・スポーツ推進課：石田課長
- ・文化振興課：福田副課長、上村係長
- ・高田城址公園オーレンプラザ：田村館長
- ・歴史博物館：花岡館長、平野副館長

- ・ 小林古径記念美術館：笹川館長
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 稲田所長、小池副所長、荒川係長

8 発言の内容

- ・ 会議録の確認：廣川副会長、飯塚委員に依頼

【議題：報告事項 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について】

■ 説明

- ・ 資産活用課及び関係課が、資料No. 1 に基づき説明
- ・ 施設No. 1 2 「高田図書館」は、資料中に休館日の見直しを行う旨の記載があるが、これは記載誤りであり、休館日の見直しは予定していない。

■ 質疑応答

- ・ 質問／意見：施設No. 6 「旧今井染物屋」だけ使用料の記載がない理由は何か。
→回答：手仕事等の地域の歴史や文化を紹介する施設であること、また、貸館については手仕事や工芸の作家等の利用に限定していることから、条例上使用料の設定がない施設となっている。
- ・ 質問／意見：施設No. 1 6 「小林古径記念美術館」と施設No. 1 7 「歴史博物館」は、他の施設と異なり使用料が安くなるが、料金設定の考え方を教えてほしい。
→回答：両施設は社会教育施設として多くの市民に利用してもらいたいと考えているため、1 0 0 円単位で使用料を引き上げるのではなく、使用料を抑えることとした。
- ・ 質問／意見：施設利用は、人との交流や意欲的な生活につながり、市民の心身の健康増進に大きな意義がある。また、市では補助制度を設けて地域活性化を推進していることから、市民が積極的に施設を利用できるよう、小林古径記念美術館や歴史博物館に限らず、どの施設でも使用料を引き下げてほしい。
→回答：物価高騰や労務費単価の上昇等により、限られた財源の中で行政サービスを維持していくためには、一部施設について使用料の見直しが必要であると考えている。一方で、歴史博物館や小林古径記念美術館は、

上越市や旧町村の歴史・文化を伝える教育的要素が大きい施設であるため、50円・100円単位で料金を整理した結果、使用料が引き下げとなったものである。

- ・質問／意見：施設No.11「旧師団長官舎」に入居するレストランの賃料は、今回の見直し対象になるのか。

→回答：当該施設は5年間の行政財産使用許可を行っており、使用料は施設の評価額を基準として算定することを基本としているが、現在は許可開始当初に設定した使用料から変更していない。

- ・質問／意見：中高生の学習スペースとなっている3施設（施設No.2「上越市雁木通りプラザ」、施設No.8「ミュゼ雪小町」、施設No.12「高田図書館」）の開館時間が短縮されるが、短縮される時間帯の利用状況はどの程度か。

→回答：上越市雁木通りプラザの稼働率は、午前8時30分から午前9時までが約3.5パーセント、午後9時から午後10時までが約3.7パーセントである。ミュゼ雪小町の稼働率は、午後9時から午後10時まででは約3パーセントである。高田図書館は、貸館として利用される会議室の稼働率は高くないが、詳細については確認し、改めて説明する。

- ・質問／意見：中高生の学習スペースが設置されている施設の開館時間を短縮するとその時間帯に中高生が学習できなくなってしまう。また、各施設の休館日が同じ曜日になると、せっかく整備した学習スペースの利用機会が減少してしまう。若い世代の利用については、稼働率とは別の視点で検討してほしい。

→回答：各施設の休館日は、上越市雁木通りプラザを日曜日、オーレンプラザを第2・4火曜日とする等分散している。また、夜間の運用については、青少年健全育成の観点からも中高生が午後10時まで外出することは望ましくないことを踏まえ、稼働率や利用実態、その他要因を総合的に勘案し、施設によっては午後9時閉館とすることを検討している。なお、サードプレイスについてもあわせて検討しており、中高生の学習場所の確保も進めていきたいと考えている。

- ・質問／意見：施設№.1 8「高田スポーツセンター」の休館日が水曜日になると、現在実施している行事を変更する必要がある。いつから変更になるのか。
→回答：今回の見直し案については、関係者等にご理解いただき、議会において可決された場合は、令和9年4月からの実施を予定している。利用者へは事前周知を行う。
- ・質問／意見：施設の管理体制について、直営と指定管理、業務委託の区分及び使用料収入の取扱いを確認したい。
→回答：直営施設には、市職員が常駐し管理する施設と、市が業務委託し事業者が管理する施設がある。業務委託施設の使用料収入は市の歳入となる。一方、指定管理施設の使用料は指定管理者の収入となるが、市は収入と支出の差額を指定管理料として事業者へ支払っていることから、使用料収入の増加は市が負担する指定管理料の縮減につながる。
- ・質問／意見：指定管理者や業務委託事業者の中には市外事業者も含まれており、市民が支払ったお金が市外へ流出することになるため、使用料の引下げも検討してほしい。また、これに関連して、指定管理者や業務委託事業者の名称や収支状況等は市民へ丁寧に情報提供を行ってほしい。
→回答：指定管理者の名称は市ホームページ等で公表している。また、指定管理者の収支状況等は市の決算の中で説明しており、資料をホームページ等で公表している。
- ・質問／意見：条例に定める開館時間や休館日と実際の運用が異なる施設があるのは問題ではないか。
→回答：条例の「市長が特に認めたとき」との規定に基づき、開館時間等を条例と異なる内容で暫定的に運用している場合がある。しかし、その運用が恒常化している場合は、実際の運用状況に合わせて条例を改正することを基本としている。今回の改正は、実際の運用状況に合わせて条例の内容を見直すものである。
- ・質問／意見：開館時間の短縮により、市民は不便さを感じる。本来であれば、市は施設の利用者増加に向けた取組を行い、その検証結果を示すべきであ

り、働き方改革を優先して開館時間を短縮するのであれば、市民に対して丁寧に説明すべきである。

- ・質問／意見：休日を休館日としない運用が行われている中で、施設No.2「上越市雁木通りプラザ」のみ日曜日を休館日とすることに疑問がある。日曜日の利用率が9.5パーセントと他の曜日と比べて最も低いことが理由になるのか。市民への説明については、説得力のある内容としてほしい。

→回答：市民が利用できる施設がない状況を避けるため、周辺施設と休館日を分散し、利用率が最も低い日曜日を休館日とする考えである。説明不足との指摘を踏まえ、次回、日曜日を休館日とする理由を改めて説明する。なお、必要に応じて休館日の設定を再検討する。

- ・質問／意見：施設No.18「高田スポーツセンター」と施設No.21「高田城址公園（陸上競技場）」の1か月定期券を廃止する理由は何か。

→回答：定期券の利用については、管理や途中休館時の払戻しの考え方に課題があり、現在、関係団体と廃止について検討している。一方で、一部利用者からは定期券継続の要望があることから、改めて検討の上、次回説明する。

- ・質問／意見：施設No.18「高田スポーツセンター」の照明設備の使用料を廃止する理由は何か。

→回答：体育館については、高田スポーツセンターを含む市内すべての体育館で照明料金を含めた料金設定となる。

【議題：報告事項 市民の消火栓使用について】

■ 説明

- ・事務局が、資料No.2に基づき説明

■ 質疑応答

- ・質問／意見：過去には地域で消火栓を使用した訓練が行われていたが、様々な事情から実施されなくなった経緯がある。今回、地域住民が自らの地域を守ろうとする意識の高まりを受けて取組が進められることになった

が、これまでの背景を踏まえると複雑な思いがある。

- ・質問／意見：雁木通りは消火栓が埋設されているため、市民が消火栓を使用することは難しいのではないかと。
- ・質問／意見：8月5日の町内会長まちづくりの集いで本件を説明したとのことだが複数の町内会長から「説明を受けていない」と聞いている。どのような状況だったのか。

→回答：8月5日の会議では出席した町内会長に対して説明を行ったが、すべての町内会長が出席していたわけではない。欠席者への資料送付の状況までは確認していないため、一部の関係者に情報が十分伝わっていなかった可能性がある。

【議題：報告事項 地域協議会会長会議（8月17日開催）報告】

■ 説明

- ・事務局及び湊市会長が、地域協議会会長会議資料に基づき説明
- ・会長会議では、追加資料1・2のほか、第4回高田区地域協議会（7月27日開催）で配布された所管事務調査の資料に基づき、新たな補助制度に関する説明が行われた。説明内容は、高田区地域協議会ですでに説明された内容と同様であった。
- ・追加資料1のパンフレットは未確定な内容を含んでいるが、8月25日の市長記者会見において、決定された内容が説明される予定である。
- ・新たな補助制度に係る提案事業の評価及び地域ビジョンの策定について、市から地域協議会へ依頼される予定である。
- ・初年度に限り、地域活性化の方向性を基に各団体から事業提案が行われる予定である。
- ・地域ビジョンの策定に当たり、アドバイザーの派遣を求める意見があり、市からは検討するとの回答があった。
- ・質問／意見なし

【議題：自主的な審議 地域自治の推進に向けた今後の方策案について】

■ 説明

- ・湊市会長が、栗田副会長から自主的な審議に係る提案書の提出があったことを報告

- ・栗田副会長が、自主的審議に係る提案書に基づき説明
- ・澁市会長から、栗田副会長の提案事項のうち、(仮称)協働・共創まちづくり補助金の提案事業を高田区地域協議会が評価することについて、自主的審議事項として取り上げるかどうかを協議し、その取扱いを決定する必要があること、また、自主的審議事項として取り上げた場合は、市長へ意見書を提出することの説明があった。また、8月25日の市長記者会見において、新たな補助制度が公表される予定であるため、早急に結論を出す必要があることが説明された。

■ 質疑応答

- ・質問／意見：栗田副会長からの提案事項については、地域自治の推進に向けた今後の方策案として、本日を含め3回にわたり議論を重ねてきたことから、意見書を提出するという結論を出してよいのではないかと。
→回答：これまでも本件について議論は重ねてきたが、正式な自主的審議事項ではなかった。協議の結果、委員の同意が得られれば、自主的審議事項として取り扱い、意見書を提出する。
- ・質問／意見：地域協議会に条例に規定のない評価業務を依頼するのであれば、条例改正を求める意見書を提出すべきではないかと。
- ・質問／意見：本件については6月から議論しているものの、話の展開が早く、ついていけない。もう少し協議する時間が必要ではないかと。
- ・質問／意見：提案事業の評価に多くの時間を要することはわかるが、評価を通じて地域課題やニーズを把握できる利点があると思う。評価をするのであれば、地域協議会の負担を軽減し、関わりやすい仕組みとしてほしい。
- ・質問／意見：地域自治推進プロジェクトが始まった当初は、最終的に条例を見直す案が示されていたため、意見書を提出することは有効ではないかと。
→回答：地域自治推進プロジェクトでは、地域自治制度の見直しを継続して検討しており、今回は補助制度の見直し等を先行して進めることとした。地域協議会には、提案事業の評価という形で関わってもらいたいと考えており、評価方法については今後検討し、委員の負担軽減を図る考えである。なお、地域自治制度の見直しや条例改正の議論は、今回の

補助制度の見直しをもって終了したわけではなく、引き続き検討していく。

- ・質問／意見：市長記者会見前に意見書を提出する必要があるのではないかな。

→回答：市長記者会見前に意見書を提出したいところだが、現時点で十分な議論ができていないため、本日中に結論を出すことはできない。市の公表後であっても、地域協議会としての考え方や問題意識を示すことに意義があると思う。ただし、本件については、以前から継続して議論してきており、その経過を意見書に盛り込むべきである。

■ 審議結果

- ・賛成多数により、本件を高田区地域協議会の自主的審議事項として取り扱うことに決定する。
- ・正副会長が問題点を整理した上で意見書案を作成し、委員へ共有する。
- ・市長記者会見前に意見書を提出することはせず、提出する場合は9月以降とする。

■ その他

- ・質問／意見：先ほど公共施設の見直しに関する説明の中で、施設の利用率が低いことを理由に見直しを行うとの説明があったが、施設の利用率を上げる方策についても検討する必要があるのではないかな。急ぐ課題ではないが、今後の自主的審議事項として取り上げてはどうか。

→回答：具体的に提案してほしい。可能であれば、提案書を提出してほしい。

【事務連絡】

■ 説明

- ・今後の地域協議会の日程連絡

第6回地域協議会：9月14日（月）18：30から

会場：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

- ・質問／意見なし

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831（直通）

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

1 0 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。